

第 4 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知 〈別冊〉

事業報告.....	1
(1 当社の現況に関する事項 ①企業集団の 事業の経過及び成果等 は除く)	
連結計算書類.....	17
計算書類.....	19
監査報告書.....	21

株式会社 十六フィナンシャルグループ

1 当社の現況に関する事項

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	117,350	112,685	128,835	136,301
経常利益	26,798	27,262	27,908	31,238
親会社株主に帰属する当期純利益	17,191	18,630	19,318	20,840
包括利益	6,505	△4,221	64,614	△19,066
純資産	402,604	392,561	451,464	423,550
総資産	8,375,332	7,190,557	7,535,480	7,595,477

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当年度の期首から適用しており、2023年度については遡及適用後の計数を表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営業収益	3,674	7,375	7,400	9,276
受取配当額	2,844	6,025	5,450	7,150
銀行業を営む子会社	2,844	5,796	5,200	7,000
その他の子会社	—	229	250	150
当期純利益	2,785	6,000	5,280	7,042
1株当たり当期純利益	円 銭 74.68	円 銭 162.90	円 銭 145.02	円 銭 195.10
総資産	304,097	304,589	304,434	302,781
銀行業を営む子会社株式等	288,903	288,903	288,903	286,903
その他の子会社株式等	14,184	14,342	14,339	14,313

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リース業	その他の事業
使 用 人 数	1,866人	101人	407人

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しております。

④ 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社十六銀行

① 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
岐 阜 県	104	(10)
愛 知 県	53	(1)
三 重 県	1	(ー)
東 京 都	1	(ー)
大 阪 府	1	(ー)
合 計	160	(11)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所設置しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

ロ. リース業およびその他の事業

リース業およびその他の事業の営業所等の状況につきましては、「⑥重要な親会社及び子会社等の状況」の「ロ 子会社等の状況」をご参照ください。

⑤ 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	3,053	233	77	3,365

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社十六銀行	岐阜市神田町八丁目26番地	銀行業務	百万円 36,839	% 100.00	—
株式会社十六総合研究所	岐阜市神田町七丁目12番地	調査・研究業務、 経営相談業務	50	100.00	—
十六TT証券株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	金融商品 取引業務	3,000	60.00	—
株式会社十六カード	岐阜市神田町七丁目12番地	クレジット カード業務	55	100.00	—
十六リース株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	リース業務	102	100.00	—
十六電算デジタルサービス株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	決済・デジタル ソリューション業務	360	60.00	—
NOBUNAGAサクセッション株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	経営承継・M&A アドバイザー業務	100	60.00	—
NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社	岐阜市神田町六丁目11番地1	投資事業有限責任組合 の運営・管理業務	50	100.00	—
カンダまちおこし株式会社	岐阜市神田町六丁目11番地1	地域活性化に関する コンサルティング業務	80	100.00	—
十六ビジネスサービス株式会社	岐阜市中竹屋町34番地	事務受託業務	10	100.00 (100.00)	—
十六信用保証株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	信用保証業務	110	100.00 (100.00)	—

(注) 1. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

⑦ 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況	
		持 株 数	議決権比率
株式会社十六銀行	1,600百万円	一千株	—％

⑧ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑨ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

① 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 瀬 幸 雄	(代 表 取 締 役 会 長 取 締 役 会 長 (グループ経営監査部 担当)	株式会社十六銀行 取締役会長（代表取締役） 岐阜商工会議所 会頭	
池 田 直 樹	(代 表 取 締 役 会 長 取 締 役 会 長 (FG 統 括 担 当)	株式会社十六銀行 取締役	
石 黒 明 秀	取 締 役 副 社 長 (FG 副 統 括 担 当) グループDX統括部 担当	株式会社十六銀行 取締役頭取（代表取締役）	
白 木 幸 泰	取 締 役 専 務 執 行 役 員 グループ営業統括部長 (グループ営業統括部・ サステナビリティ統括室 担当)	十六リース株式会社 取締役社長（代表取締役） 十六信用保証株式会社 取締役社長（代表取締役）	
尾 藤 喜 昭	取 締 役 常 務 執 行 役 員 グループリスク統括部長 (グループリスク統括部 担当)	株式会社十六銀行 取締役常務執行役員	
塩 崎 智 子	取 締 役 執 行 役 員 サステナビリティ統括室長	株式会社十六銀行 執行役員	
伊 藤 聡 子	取 外 締 役 会 長 (社 外 取 締 役 会 長)	積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役	(注) 2
上 田 泰 史	取 外 締 役 会 長 (社 外 取 締 役 会 長)	明治安田生命保険相互会社 専務執行役グループCRO	(注) 2
山 下 明 人	取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)		(注) 1、3
石 原 真 二	取 締 役 (監 査 等 委 員) (社 外 取 締 役 会 長)	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社愛弁協サービス 代表取締役	(注) 2
柘 植 里 恵	取 締 役 (監 査 等 委 員) (社 外 取 締 役 会 長)	柘植公認会計士事務所 所長 株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役 愛三工業株式会社 社外取締役 ホシザキ株式会社 社外取締役（監査等委員）	(注) 2、4

- (注) 1. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員が社内の主要な会議に積極的に参加し、その内容について必要に応じ監査等委員会では報告することで、監査等委員会による取締役の業務執行状況を監視・監査するためであります。
2. 取締役伊藤聡子氏および上田泰史氏ならびに取締役（監査等委員）石原真二氏および柘植里恵氏につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 取締役（監査等委員）山下明人氏は、株式会社十六銀行の経営企画部において財務・会計業務に従事するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）柘植里恵氏は、公認会計士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	辞任時の地位及び担当	辞 任 日
石 川 直 彦	取 締 役（ 監 査 等 委 員）	2024年6月20日

6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏 名	地位および担当
所 孝 一	常 務 執 行 役 員
新 実 努	常 務 執 行 役 員
児 玉 英 司	常 務 執 行 役 員 グループ管理統括部長兼グループ企画統括部長
浅 井 裕 貴	執 行 役 員 グループ D X 統 括 部 員 長
角 知 篤	執 行 役 員
種 村 京 平	執 行 役 員 グループ 企 画 統 括 部 担 当 部 員 長
平 野 勝 敏	執 行 役 員 グループ D X 統 括 部 担 当 部 員 長
三 好 晴 之	執 行 役 員 グループ 経 営 監 査 部 員 長

② 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬 (確定金額報酬)	業績連動型報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	220 (12)	138 (12)	61 (―)	20 (―)	9 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (12)	31 (12)	― (―)	― (―)	4 (2)

- (注) 1. 上記には、2024年6月20日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名および辞任した取締役（監査等委員）1名に対する報酬等が含まれております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額を記載しております。

② 業績連動型報酬に関する事項

業績連動型報酬は、毎年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、確定金額報酬とは別枠で「親会社株主に帰属する当期純利益水準（連結）」を業績指標として次表のとりの金額の範囲内で支出しております。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「**1** 当社の現況に関する事項」の「**2** 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

<業績連動型報酬枠>

親会社株主に帰属する当期純利益水準（連結）	報酬枠
40億円以下	—
40億円超 ～ 60億円以下	30百万円
60億円超 ～ 80億円以下	40百万円
80億円超 ～ 100億円以下	50百万円
100億円超 ～ 120億円以下	60百万円
120億円超 ～ 140億円以下	70百万円
140億円超 ～ 160億円以下	80百万円
160億円超 ～ 180億円以下	90百万円
180億円超 ～ 200億円以下	100百万円
200億円超	110百万円

③ 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対し、当社または当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職する時点の直後の時点までの譲渡制限期間が設定された当社の普通株式を付与しております。これは、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬は金銭債権とし、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠にて、年額80百万円以内、割当株数は年間4万株以内としております。

当該株式報酬の交付状況は、「**4** 当社の株式に関する事項」の「**4** 役員保有株式」に記載のとおりです。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬の合計額は、年額330百万円以内と決議しております。監査等委員である取締役の確定金額報酬の合計額は年額80百万円以内と決議しております。（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。）

また、2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、上記②の表のとりの金額の範囲内で支出することと決議しております。（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の員数は6名であります。）

加えて、2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は金銭債権とし、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠にて、年額80百万円以内、割当株数は年間4万株以内と決議しております。（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の員数は6名であります。）

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年10月1日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づく方針として、「取締役の報酬等の決定に関する方針」（以下「決定方針」）を決議いたしました。（2022年6月17日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションから譲渡制限付株式報酬への変更に伴う所要の改正を行っております。）

ロ. 決定方針の内容の概要

取締役会は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、報酬等諮問委員会への諮問を経て、取締役の報酬等を決定することとしております。社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等は、業務の執行および経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、役割および責任に応じて支給する「確定金額報酬」とするほか、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう「業績連動型報酬」ならびに、中長期の企業価値向上等への意欲および士気を高めるための「株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）」を支給することができるとしております。

社外取締役および監査等委員である取締役については、経営の監督機能に留意し、「業績連動型報酬」および「譲渡制限付株式報酬」の支給をしないこととしております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、報酬等諮問委員会への諮問を経ており、取締役として相応しく、役割および責任に応じた報酬等となっていることから、決定方針に則った内容であると判断しております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
伊 藤 聡 子	会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。
上 田 泰 史	
石 原 真 二	
柘 植 里 恵	

④ 補償契約

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および株式会社十六銀行のすべての取締役（監査等委員を含む。）、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

本契約においては、被保険者が当社または株式会社十六銀行の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たことまたは他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。また、保険料は当社が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
(取 締 役) 伊 藤 聡 子	積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役
(取 締 役) 上 田 泰 史	明治安田生命保険相互会社 専務執行役グループCRO
(取締役（監査等委員）) 石 原 真 二	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社愛弁協サービス 代表取締役
(取締役（監査等委員）) 柘 植 里 恵	柘植公認会計士事務所 所長 株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役 愛三工業株式会社 社外取締役 ホシザキ株式会社 社外取締役（監査等委員）

（注）社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
(取 締 役) 伊 藤 聡 子	3年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	情報報道番組キャスターや大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当社の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員長、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員を務め、当該事業年度の上記各委員会すべてに出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(取 締 役) 上 田 泰 史	1年9か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当社の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員長を務め、当該事業年度の上記各委員会すべてに出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(取締役（監査等委員）) 石 原 真 二	3年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査等委員会11回のうち11回すべてに出席しました。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会や監査等委員会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当社の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員を務め、当該事業年度の上記各委員会の在任期間中すべてに出席することなどにより、意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(取締役（監査等委員）) 柘 植 里 恵	3年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査等委員会11回のうち11回すべてに出席しました。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会や監査等委員会において、経営上有用な意見・助言を行うことにより、意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	24	—

④ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	37,924千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	22,562名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,718 千株	10.36 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,989	5.54
フジパングroup本社株式会社	959	2.67
十六フィナンシャルグループ従業員持株会	948	2.64
明治安田生命保険相互会社	740	2.06
セイノーホールディングス株式会社	559	1.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	503	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 385781	478	1.33
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	469	1.30
株式会社名古屋銀行	427	1.19

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（2,036千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役及び 監査等委員である取締役を除く）	6名	普通株式 4,429株

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 神野敦生 指定有限責任社員 濱原啓之 指定有限責任社員 石原由寛	19	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬の見積根拠などが適切であるかについて確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。 (対価を伴う非監査業務の内容) ESG外部評価向上に向けた取組みに関する助言業務

(注) 1. 上記監査法人に当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、98百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 補償契約

該当事項はありません。

④ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

7 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等に関して、会社法第459条第1項各号に定める事項については、定款に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってこれらを決定することができる旨を定めております。

当社では、金融取引をめぐるリスクが多様化するなかにあって財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針とするとともに、経営環境や利益水準などを総合的に勘案し、配当性向30%以上を目安として、還元内容を決定してまいります。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を通じて強固な経営体質の構築および競争力の維持向上をはかるとともに、当社グループの事業展開の原資として、有効に活用してまいります。

連 結 計 算 書 類

第 4 期末(2025年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現 金 預 け 金	1,076,465
商 品 有 価 証 券	9
金 銭 の 信 託	12,027
有 価 証 券	1,307,046
貸 出 金	5,003,947
外 国 為 替	7,368
リース債権及びリース投資資産	57,183
そ の 他 資 産	56,323
有 形 固 定 資 産	55,256
建 物	9,012
土 地	40,698
建 設 仮 勘 定	814
その他の有形固定資産	4,730
無 形 固 定 資 産	8,452
ソ フ ト ウ ェ ア	4,171
の れ ん	2,288
その他の無形固定資産	1,992
退 職 給 付 に 係 る 資 産	20,387
繰 延 税 金 資 産	522
支 払 承 諾 見 返	13,332
貸 倒 引 当 金	△ 22,848
資 産 の 部 合 計	7,595,477

科 目	金 額
(負債の部)	
預 金	6,354,870
譲 渡 性 預 金	13,000
売 現 先 勘 定	80,012
債券貸借取引受入担保金	118,400
借 用 金	508,008
外 国 為 替	437
信 託 勘 定 借	223
そ の 他 負 債	59,825
賞 与 引 当 金	1,350
退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,334
睡眠預金払戻損失引当金	207
偶 発 損 失 引 当 金	635
特 別 法 上 の 引 当 金	24
繰 延 税 金 負 債	9,704
再評価に係る繰延税金負債	6,558
支 払 承 諾	13,332
負 債 の 部 合 計	7,171,927
(純資産の部)	
資 本 金	36,000
資 本 剰 余 金	60,989
利 益 剰 余 金	281,528
自 己 株 式	△ 6,281
株 主 資 本 合 計	372,236
その他有価証券評価差額金	28,245
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	379
土 地 再 評 価 差 額 金	12,270
退職給付に係る調整累計額	5,996
その他の包括利益累計額合計	46,891
非 支 配 株 主 持 分	4,421
純 資 産 の 部 合 計	423,550
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,595,477

第4期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		136,301
資金運用収益	63,857	
貸出金利息	41,987	
有価証券利息配当金	18,361	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	2,259	
その他の受入利息	1,247	
信託報酬	2	
役務取引等収益	24,110	
その他の業務収益	31,119	
その他の経常収益	17,211	
償却債権取立益	14	
その他の経常収益	17,196	
経常費用		105,062
資金調達費用	9,445	
預讓渡性預金利息	3,585	
9		
売現先利息	4,991	
債券貸借取引支払利息	276	
借入金利息	557	
その他の支払利息	25	
役務取引等費用	6,599	
その他の業務費用	41,794	
営業経費用	44,127	
その他の経常費用	3,095	
貸倒引当金繰入額	1,739	
その他の経常費用	1,356	
経常利益		31,238
特別利益		1,924
固定資産処分益	0	
退職給付信託返還益	1,923	
特別損失		2,539
固定資産処分損失	114	
減損	2,417	
金融商品取引責任準備金繰入額	7	
税金等調整前当期純利益		30,623
法人税、住民税及び事業税	10,414	
法人税等調整額	△ 934	
法人税等合計		9,479
当期純利益		21,144
非支配株主に帰属する当期純利益		304
親会社株主に帰属する当期純利益		20,840

第4期末(2025年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	548
現 金 及 び 預 金	444
前 払 費 用	45
未 収 収 益	1
そ の 他	56
固 定 資 産	302,233
有 形 固 定 資 産	822
建 設 仮 勘 定	814
そ の 他	7
無 形 固 定 資 産	37
ソ フ ト ウ ェ ア	34
そ の 他	2
投 資 そ の 他 の 資 産	301,373
関 係 会 社 株 式	301,217
繰 延 税 金 資 産	124
差 入 保 証 金	25
長 期 未 収 入 金	101
貸 倒 引 当 金	△ 101
そ の 他	5
資 産 の 部 合 計	302,781

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	2,415
短 期 借 入 金	1,600
未 払 金	105
未 払 費 用	423
未 払 法 人 税 等	86
未 払 消 費 税 等	15
預 り 金	104
賞 与 引 当 金	39
そ の 他	40
固 定 負 債	167
退 職 給 付 引 当 金	167
負 債 の 部 合 計	2,583
(純資産の部)	
株 主 資 本	300,198
資 本 金	36,000
資 本 剰 余 金	265,448
資 本 準 備 金	9,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	256,448
利 益 剰 余 金	5,031
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,031
繰 越 利 益 剰 余 金	5,031
自 己 株 式	△ 6,281
純 資 産 の 部 合 計	300,198
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	302,781

第4期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		9,276
関 係 会 社 受 取 配 当 金	7,150	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	2,126	
営 業 費 用		2,064
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,064	
営 業 利 益		7,211
営 業 外 収 益		13
受 取 利 息	5	
そ の 他	7	
営 業 外 費 用		122
支 払 利 息	73	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	48	
経 常 利 益		7,102
特 別 損 失		26
関 係 会 社 株 式 評 価 損	26	
税 引 前 当 期 純 利 益		7,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86	
法 人 税 等 調 整 額	△ 53	
法 人 税 等 合 計		32
当 期 純 利 益		7,042

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社十六フィナンシャルグループ
取締役会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神 野 敦 生
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 濱 原 啓 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 由 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十六フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十六フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社十六フィナンシャルグループ
取締役会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 神 野 敦 生

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 濱 原 啓 之

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十六フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社十六フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 山下 明 人 ㊞

監査等委員 石 原 真 二 ㊞

監査等委員 柘 植 里 恵 ㊞

（注）監査等委員石原真二及び柘植里恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上